

とについて、再び水産庁長官に御質問いたします。

○渡辺政府参考人 国または県が行う検査・検定制度につきましては、今後、民間でできることは極力民間に開放していくということが基本原則でございます。こういう考え方に立ちまして、今回、指定機関制度を導入いたしまして、漁船の認定と検認について民間に門戸を開くものでござい

民間に門戸を開くということになりますと、民間の営業努力の中で、コストダウンというふうなことも期待をされますし、あるいは機動的かつ迅速な認定、検認ということも考えられます。そして何よりも、漁業者の立場に立つて、例えば土曜日曜、ちよど休漁しているときに認定とか検認を行ってもらえるというふうな、サービス面での向上ということが期待をされているところでございます。日数の短縮、土日その他を含めましたサービスの向上というところを目指しているものでございます。

○金田(英)委員 漁船法の改正について、主要な二点について御質問して、あとは一般的に、最後の質問ということで、今農林水産行政の中で大きく話題になっている点について、政府側の見解をただしてまいりたいというふうに思うわけです。

第一点は、今回日本が行ったセーフガード、ネギ、イグサそして生シイタケであります。WTOに認められている日本の正当なセーフガード、そういったセーフガードについて、事もあろうに中国側が、自動車それからエアコンそして携帯電話等々に、報復的な措置だという形で一〇〇%の関税をかけてきたということがあるわけでありま

す。まさに感情的とも言える中国の対応でございます。そういつたことで、日本のセーフガードは、関税割り当てというもので、一定の量のものについては旧関税を適用しているわけであり。しかし、中国の報復措置、こういったものが許されるかどうかについては後でまた質問させていただきます。

ますが、こういった、一台目の自動車からもう一〇〇%の関税を日本にだけ、ほかの諸外国はそれとして、日本にだけこういった報復関税をかけるという、こういう中国の対抗措置については、日中間で最恵国待遇がうたわれております日中貿易協定、昭和四十九年六月の日中貿易協定の最恵国待遇に違反しているのではないかと、日本にだけそういった不利益な措置を講ずるといような中国の措置について、日中貿易協定に違反しているとは私には考えるわけがありませんが、その点について外務省の見解をただしたいと思っております。

○横田政府参考人 委員の御指摘のとおりでございます。日中貿易協定は、第一条におきまして、最恵国待遇の相互供与ということをお約束しておるわけ

でございますから、したがって、日本の産品のみをねらい撃ちにした形の措置を中国側がとるといことは、これは明らかに日中貿易協定違反ということになります。

○金田(英)委員 そういつた日中貿易協定に違反している中国のこの報復措置について、外務省としてはどのような、警告と申しますか、注意と申しますか、異議を申し立てているのか、その点についてはどうなっているでしょうか。

○横田政府参考人 中国側は、こういう報復措置をとるとい方針を、今月の十八日であったと思

いますけれども、伝えてまいりまして、それからさらに、具体的に、今委員御指摘になりました一〇〇%の特別関税という措置をとるといことにつきまして、二十一日の夕方だったかと思

いますけれども、発表したわけでございます。これに對しましては、先ほど申しましたように、日中貿易協定違反であるといことは明らかでございます。また我が国がセーフガード措置としてとりましたものは、これは中国をねらい撃ちにしたものではないわけで、かつWTOルールに從つて肅々ととってきた、しかも中国側の立場に對しても非常に配慮をしながらとつた、そういう措置でございますから、そういう状況にありな

から中国側がとつた措置というものは、これはまことに遺憾であるといことで、直ちに中国側には大使レベルで抗議をしております。かつまた、その後も、さまざまなルートでこの問題を提起し、中国側に強い遺憾の意を表明してきておるわけでございます。

○金田(英)委員 問題を複雑にしているのは、国連の安全保障常任理事国でありながらWTOに入っていない中国の立場というのが問題を複雑にしているわけであり。我々のセーフガードについてはWTO上正当な措置なのだ、だからこれを守るべきだといことであるが、この問題の中国が、WTOにいま加盟していない、今加盟手続中の国であるといことが問題を複雑にしているわけであり。

もしWTOに中国が加盟しているのであれば、WTOに違反する、協定違反だといことで、この報復措置はWTOで禁じられていると思うのであります。そういつた中で中国が、今WTOに加盟する手続中だ、まだ加盟していないのだから、そういうWTO上のルールは完全に無視して、そういうWTO上のような立場だとすると、中国がこれから国際社会の中でWTOに加盟していく、そういつた中で国際ルールに從つて諸外国とつき合つていこうといような形だとすれば、大きないろいろな問題を含んだ中国の対応だと言わざるを得ないのであります。

また、ODA等々についても党の部会でもいろいろ議論があるわけであり、中国に對しては、日本はODAについて、十二億二千五百万ドルの円借款を含め、いろいろなODAを供与しているわけであり。日本円にして約千五百億円で、二、千億とも言う人がいますけれども、それだけの中国に對する供与についても、いろいろとこれから問題視していかなければならないとい考え方も党の中に出てきているわけでありま

す。いずれにしても、WTO違反措置であるといふに我々考えておりますが、もし中国がWTO

にこれから加盟して、国際社会の一員としてやっていくのだといようなことであれば、こんな報復措置はとれないはずであり。もしとれるとしても、ジュネーブのパネルに行つて、日本のセーフガードについて異論を申し上げる、紛争処理手続に從つてやつていくといふふうになると思

うのです。現実には中国がこういった報復措置を發動した以上、それを黙つて見ているしかないといような措置については我々納得ができないわけであり。その点についての外務省の対応について御見解を賜りたいと思

います。○横田政府参考人 委員御指摘のとおり、中国はまだWTOの加盟国になつていないわけであり。もう十年以上中国のWTO加盟の問題といふのは議論をされてきておりますけれども、さまざまな問題がございまして、国際的なコンセンサスといものができ上がつていないとい状況にあるわけ。しかし、比較的近いうちにWTOのメンバーになるであろうといことは言われているわけ

でございます。WTOに加盟すれば当然WTOの協定上の義務を守らなければならないといことは、これは言うまでもないことと申します。他方、WTOのメンバーになりたいと申請をし、かつそのための国際的な協議が行われている、そういうときに、単にWTOのメンバーでないからWTO協定上の義務を果たす必要はないとい論拠は、法的には可能かもしれせんけれども、政治的な要素その他を考えれば、それが適切な論点であるといふふうには私には思えないといことと申

す。そういつた状況の中で、では、WTO協定といふその枠組みの中で中国に對して現在の時点でのいようなことが言えるかについては、これはおのずから限度があると思。しかし、いずれにしても、この問題の解決は、中国との間でよく話し合つて、この問題をよく整理して、説得し、そういうことでは何らかの解決策を考

ならない、こういうふうに見えるわけでは
ありません。

○金田(英)委員 ネギ、生シイタケ、イグサにつ
いて日本がセーフガードを発動した、今度は中国
が自動車、エアコン等々で、まさに違う産業分野
で対抗措置を講じてきたというようなことで、何
で農業のために自動車業界がこんな被害をこうむ
らなかならないのかというように、業界が違
うというように、国内でいろいろな論議が
出ているわけでありませう。

例えば、日経連の奥田会長は、二十日の記者会
見でこんな発言をしております、日本人同士が足
のけり合いをしているようなものだ。政府の通
商政策を批判するというような状況が出てきてい
るわけでありませう。

業界が違います。確かに、農林水産物のセーフ
ガードの報復措置として自動車、エアコン業界が
被害をこうむるといふようなことで、これは業界
間、国内の業界の利害がばらばらになっていくと
いうような事態が出てきているわけでは、日経連
のこのような対応というのは、けり合いをしてい
るようなものだと言ふような対応は、日本の国論
を統一する上で極めて不都合な対応だろうとい
ふふうに思っています。

我々は、日本の農業を守るためにしっかりと正
当な権利を行使しているわけでありませう、こん
なセーフガードはやめるべきだということによ
うな、他業界からこんな批判が出てくるについ
ては、我々極めて遺憾でありませう、農林行政を
もつと他産業にも理解していただく必要があると
いうふうにも思っております。

こういふ日経連の対応等々で国内でいろいろ
と物議を醸すような状況が出てくるということ
は、まことに遺憾であります、この点について、
私の尊敬する農林水産大臣の御見解を賜りたいと
思っています。

○武部国務大臣 ネギ等三品目に係る暫定措置に
つきましては、WTOセーフガード協定等に基づ
き実施したものでありませう、これは適正な措置

であるというふうに見えるということは、金
田先生御主張のとおりでございます。このこと
については、中国側に累次の説明を行ってきたとい
うことも御案内のとおりでございます。

中国側がこのような対抗措置をとったことは、
ただいま植田局長の説明にもありませう、WTO
協定から見ても、日中貿易協定から見ても、
決して正当化し得ないものでありませう、極
めて遺憾であります。このため、我が国政府とし
ては、中国側に対して、本件対抗措置の撤回を強
く求める一方、セーフガード措置に関しては、両
国間の協議を通じて解決を図るべく、問題解決に
資する建設的な対応を強く求めることにいたして
おります。

このような中で、今の奥田日経連会長の記者会
見においての発言について、私は、新聞報道は承
知しておりますけれども、具体的な発言の内容につ
いて承知しておりませう。というよりも、むしろ
信じがたい発言だ、そういう印象でございます。

いづれにいたしましても、先ほど来金田先生も
お話しのとおり、今回の三品目の暫定措置につ
きましては、これは輸出に對しても十二分に配慮
いたしまして、過去三年間の輸入実績の平均、こ
れまでは従来同様の関税で輸入を認めているわけ
でありませう、この辺のところをマスコミ等でも
正確に報道されていない、そういう節を禁じ得ま
せん。

これは我々も、国民の皆様方に対しても、消費
者の皆様方に対しても、よく説明しなければなら
ない、このように考えているところでございま
すが、いまだこの実績に至っていないわけでは
ありません。

何か国民の間には、知らない人々の間には、中
国を初め、この三品目については全く輸入できな
いんじゃないか、向こうからすれば輸出できない
のではないかと、日本が輸入を認めていないかのよ
うな印象を与えているように思っています。先般
も、私もある主婦に伺いましたら、そんなことを

言っておりませう。だけども奥さん、ネギなど相当
値上がりしていますかと言ったら、いや、それほ
どではないですね。こういうことなんですよと
いう説明をしたら、ああ、そういうことなん
ですかというお話でございませう、話せばわかる
といひますか、よく説明すれば理解がいただけ
る、かように思っております。

いづれにしても、我が国の国民各層に我が国の
政府の主張の正当性や今後の方針について幅広く
理解をいただくことが何よりも重要だと思つてお
りませう、さらにそういう努力を政府を挙げてし
ていかなければならないと思ひます。同時に、中
国側に対する働きかけにつきましても、今後も鋭
意行いつつ、金田先生の御指摘を踏まえて対処し
てまいりたい、かように存じます。

○金田(英)委員 御苦労さまでございます。
ついでには、このセーフガードについて、我々、
各省と協議しながら、そして日本政府の見解とし
てこのセーフガードの発動に踏み切ったわけであ
ります。こういった政府の決定というのをしつかり
と、大切にしながら、堅持していく姿勢とい
うのが重要だろうというふうに思ひます。

農林水産省の中でも、そしてまた我々の党の中
でも、このセーフガードというのは、一定の期間
たつたら、いつか開放しなければならぬ、解除
しなければならぬという性格のものであります
から、その間に、しっかりとした農産物、野菜対
策を講じて、いつか開いたときに、中国のネギが
またやってきてもしっかりと産地が守られるよう
な、少しはちゃんとやっていけるぞというよう
な構造改革をしつかりと取り進めることが肝要であ
ります。

そういったことについて、今後の農林水産省
の政府の対応について、また外務省についても、
政府の方針をしつかりと自信を持って堅持して、
こういふ報復措置に対抗していくようにと申し
ますか、しっかりとしたスタンスで事に当たつて
いただきたいということを申し上げさせていた
きます。

もう一点、今問題になっているのが、韓国のサ
ンマ漁についてであります。

この点について、北方四島の帰属について、日
口間でしっかりとこの問題を解決して日口の平和
友好条約を締結するというのが日本、ロシアの大
きな外交課題であります。そういった外交課題と
して、この問題については世界じゅうの人たち
が、あの北方四島は日口間の紛争地域であるとい
うようなことが理解されているはずであります。
昨年の十二月十日、韓日漁業協定で、北方四島
の水域で韓国のサンマ漁船が操業することが韓
国、ロシア間で合意されたわけでありませう、そ
の後水産庁がどんな対応をとってきたのか、その
ことについてまずお伺ひします。

○渡辺政府参考人 北方四島は我が固有の領土
でございます。そして、その周辺水域は我が国の
水域でございます。この水域につきましても、韓国、
ロシア両国政府が、政府間の合意によってサンマ
漁業に関する合意をしたということは、北方四島
周辺水域の主権の権利を損なうものでございま
すので、外交政策上、大変重大な問題というふう
に受けとめておりませう、これまでも外交当局がさ
まざまなレベルで、韓国、ロシア両国政府に対し
て合意の撤回を求めてまいりました。また、水産
庁も、両国の水産当局との協議の際に、合意の撤
回を申し入れてきているところでございませう。

こういう状況の中で、今日六日に、三陸沖の日
本の二百海里水域内における韓国のサンマ漁業に
ついての許可の申請がございました。北方四島周
辺水域に出漁している船が三陸沖の日本の二百海
里水域内で漁業を行う可能性がございませう。これ
は、違反をしている船にそのまま許可を与えら
れるということになりかねませんので、十九日に操業許
可を留保することを決定いたしました。そして、
二十一日には、韓国側に水産庁の見解を渡すと同
時に、二十二日、武部農林水産大臣から駐日韓国
大使へ厳重なる抗議を行つたところでございま
す。

この件は、現象的には漁業問題でございます